

Title	〔商法二五九〕 所有権留保附割賦販売契約に基づき車両を購入した買主が保険会社と締結した損害保険契約の効力 (大阪地裁昭和五五年五月二八日判決)
Sub Title	
Author	宮島, 司(Miyajima, Tsukasa) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1985
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.58, No.10 (1985. 10) ,p.124- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19851028-0124">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19851028-0124</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 判例研究

## 〔商法 二五九〕

所有権留保附割賦販売契約に基づき車両を購入した買主が、**保険会社と締結した損害保険契約の効力**

### 〔判示事項〕

一、所有権留保付割賦販売契約における代金未完済買主は停止条件付所有権移転請求権を有するからこの権利を契約の目的として保険契約を締結しうる

二、「被保険者とは被保険自動車の所有者をいう」とする約款はある事情のもとでは当事者を拘束しないこともありうる

三、保険価額は車両の割賦代金の支払に応じて車両所有権の価値が徐々に買主に移転していく過程において事故時を標準に評価されるべきである

### 〔参照条文〕

商法六三〇条

### 〔事実〕

原告Xは、昭和四八年一月一二日被告Y保険会社との間で、ブルドーザー一台を被保険自動車として、保険金額六〇〇万円、

〔大阪地判昭和五五年五月二八日  
昭和五〇年(ワ)六二三八号車輦保險金請求事件  
判例時報九八〇号二八頁、判例タイムズ四二七号一八三頁〕

保険料一七万七〇〇円、保険期間一年、被保険者をXとする車両保険契約を締結した。本件車両は、訴外A会社(製造会社)から訴外Bが昭和四七年五月二〇日に代金七七三万二〇〇〇円、支払方法として頭金七〇万円、残額金七〇三万二〇〇〇円は同年七月以降昭和四九年六月までの分割支払、代金完済まで所有権をAに留保する約定のもとに買受け、さらに昭和四八年一月八日にXがBより代金七七三万二〇〇〇円で買い受けたものである。なおその間、Aに対する割賦金は、昭和四八年一月分まで合計金五六八万一〇〇〇円が支払済であった。

そして昭和四八年二月二〇日、Xは本件車両を運転走行中に谷底への転落事故をおこし、同車両は回収不能となり、Xは同車両を失ってしまった。そこでXは、Yに対し、保険金額六〇〇万円を超える損害を被ったとして、保険金の支払を求めたのが本件である。

これに対し、Yは、①Xは本件車両の割賦代金が昭和四八年一二月以後未払いであるから、本件車両の所有権は未だAに留保されており、Xは所有権者ではないから、保険契約は保険の目的である被保険利益を欠き無効である。②①の通り車両の所有者はAであるから、X・Y間でなした本件保険契約は他人のためにする契約であるところ、Xは保険申込書にAが被保険者である旨の記載をしていないから、本件保険契約は自動車保険普通保険約款一般条項第七条第三号により無効である。しかも、XはYより、右約款を告知され、その説明を受けた上で、その定めによることを承諾している。③右約款車両条項第一条第一項によると、「被保険者は被保険自動車所有者をいう」と定められているが、Xは本件車両の所有者ではないから、正当な被保険者ではなく、Yに対し損害填補を求める権利はない、などと抗弁した。

#### 〔判旨〕 一部認容、一部棄却

一、「本件車両売買のように、代金割賦払の約束とともに、買主の代金完済までは所有権を売主に留保する旨の特約のある売買の場合において、買主が割賦代金未完済時に有する権利は、法律的には停止条件付所有権移転請求権（代金を完済することにより当然に所有権の移転を受ける権利）であり、財貨的、価値的にこれを見るときは、割賦金の支払に依りて所有権の価値が徐々に買主に移転していく（所有権の価値的分属）ものであると觀念され、その割賦支払の過程において、これを金銭的に評価がで

きないものではないから、売主の有する所有権（効用的には代金債権確保のための担保権）から離れて、損害保険契約の目的たり得るものと解することができる。そして、本件の場合、XとYとは後記のとおり、本件車両の所有権は訴外Aに留保され、Xの同車両に対する権利は右のようなものであることを十分認識した上で締結していること、したがって本件保険契約はXの買主としての右のような権利を契約の目的として締結されたものと認めるのが相当であるから、被保険利益の欠缺を理由として本件保険契約の無効を主張するYの抗弁は理由がない。

二、「本件保険契約はXとYの代理店との間で締結されたものであるが、Xは契約を申込むに当り、Yの代理店に対し、本件車両の所有権留保約款付割賦売買契約書及び訴外BとX間の売買契約書を示し、かつ代金の割賦払は未完了である旨告げ、申込書の記入は一切、Yの代理店に任せていたこと、それ故Yの代理店では、本件車両の所有権が訴外Aに留保されていることを十分に認識していたはずであるのに拘らず、Xにとって最も重要である前記約款条項について全く告知も、説明もせず、契約申込書の代筆記入にあたっては、Xと被保険者を同一として扱い、以後本件事故が問題視されるまでXを被保険者として扱っていたこと、Xは後日になりYから本件保険証券と共に本件普通保険約款の送付を受けたが、格別内容を読むことをしなかつたため、前記改訂された約款条項に気付いていなかったことが認められる。そしてこのような経緯のもとで締結

された本件契約においては、前記約款条項はXを拘束するものではなく、Yにおいて、同条項を盾にして、Xは被保険者たる資格がないとしてその損害填補を拒否し得るものではない。

三、「本件車両の事故当時における価額は金四三二万八、〇〇〇円相当であることが認められる。しかしながら、XがYから填補を受け得べき損害の範囲は本件保険契約の目的たる被保険利益の価額（保険価額）を標準にして定められるべきであるところ、本件保険契約の目的たる被保険利益は、車両の所有権自体ではなく、割賦代金を完済することにより当然に所有権移転を受け得るというXの権利であるから、本件車両自体の右価額をもって、本件保険価額というわけにはいかず、その価額は本件車両の割賦代金の支払に応じて車両所有権の価額が徐々にXに移転していく過程において、事故時を基準にして評価されなければならないと解せられる。」

〔研究〕 判旨に反対。

一、本件判旨の構成は、販売会社に所有権が留保され割賦代金支払中の車両の買主は、売主が有する所有権とは別に停止条件付所有権移転請求権を有しており、これが所有者利益を目的とする車両保険契約における被保険利益として認められることを前提とし、買主は割賦金の支払に応じた割合で保険金の支払請求をなしうる、とするものである。従って、本件の中心は、判旨の前提とする被保険利益とはいったいかなるものであるか、また所有権留保付割賦販売契約における当事者の法律関係

とはいかなるものであるかという点にある。

ところで、所有権留保は、経済的には売主の売買代金債権を担保する作用を営むものであるが、そのための法律的手段として売買代金完済まで目的物の所有権を売主に保持させるとする仕組を有している。このように、所有権留保については経済的目的と法律的手段との間に著しい乖離が存するため、民法上あるいは手続法上も、法律的な多くの問題点を含んでくることとなるが、車両の保険契約との関連においてこの所有権留保が問題とされた事例は、わずかに最判昭和四六年一月二六日（民集三五卷二号二二六頁）の売主が自賠法三条の「運行供用者」に該当するかというのみであった。本件のように車両保険において買主の被保険利益の有無が争われたケースは今まで存在しなかっただけに、理論上も実務上も重要な問題点に関する新判例として、注目されるものと思われる。

ただ、経済的目的と法律的手段の乖離の一つの場面として同様の問題点を含んだ譲渡担保については、譲渡担保当事者の地位と被保険利益の関係に関して従来より何件かの判例は存在している。これに関する判例の立場は、ほぼ一貫して、譲渡担保は担保目的物の譲渡であるから、所有者としての被保険利益は担保権者であり、担保設定者はこれを有さないとし、その結果担保設定者（譲渡担保の場合であるから売主）の締結した保険契約は無効であるとする態度を示してきた（大判昭和二二・六・一八民集二六卷九四〇頁、岐阜地判昭和三四・三・一三下級民集一〇卷三号

五二八頁)。つまり、譲渡担保の効力については内外移転説を採って所有権の移転が債務者から債権者に対して行なわれること、また被保険利益を所有者利益と捉え、いわば形式主義的に所有者利益の有無を判断し、結局、債務者Ⅱ担保設定者Ⅱ売主の付した担保目的物の損害保険契約は無効であるとしたのである。

ところで本件は、所有権留保付割賦販売契約について、その買主が損害保険契約を締結したというものであるため、譲渡担保の場合におけると同様に、その買主に被保険利益が存在しうるのかについて問題の生ずる余地が出てくる。この問題を、本件判旨は、所有権の価値的分属なる用語を用い、割賦金の支払に応じた所有権の価値の段階的移転として捉え、金銭に評価しうるが故に損害保険の目的たりうるものとしている。判旨が、「法律的には停止条件付所有権移転請求権である」としながら、なお財貨的、価値的にみるときは所有権の価値的分属であるとする点は必ずしもその意味を明瞭には把握しえないが、被保険利益に対する判例の基本的立場、すなわち前掲の大判昭和二十二年六月一日や岐阜地判昭和三四年三月二三日に現われたように、「所有権者であるから所有者利益あり」また「所有権者でないから所有者利益なし」として、被保険利益をもって付保物に対する法律的な権利関係を指すところにしたがいがい、所有権の価値的分属としたものと思われる。ただ、この点必ずしも右に述べたように断定しえない点は、「売主の有する所有権(効用的には代金債権確保のための担保権)から離れて」なる判旨部

分は、所有権者以外にも所有者利益を有するものがありうること、すなわち、第一に、前述した譲渡担保において示された従来の判例から一步踏み出し、被保険利益をもって付保物に対する法律的な権利関係を離れて、経済的、事実的な関係のものであってもよいとする学説の通説にしたがったとも解しうること(現に、このように評価する本件判例批評もある。小林登「所有権留保と損害保険契約—割賦代金支払中の自動車に関する車両保険契約の効力と損害額の算定—」ジュリスト八二〇号九八頁、また第二に、所有権留保付割賦販売契約について、買主は実質的に所有権を取得し、ただそれに売主の動産抵当権が設定されたにすぎないとする実質論(幾代通「割賦売買—所有権留保売買」契約法大系Ⅱ二九六頁)を採用したとも考えられないではないことなどのためである。しかしながら、判旨三をも含めて全体的に本件判旨を眺めてみると、そして特に、「その填補を受け得べき損害の範囲は、割賦代金の支払にに応じて車両所有権の価値が原告Xに移転する」とするなどの点から考えてみても、被保険利益について付保物に対する法律的な権利関係を離れては理解しえないとする従来の判例の立場にしたがうからこそ、所有権留保についての近時の考え方である所有権の分属的帰属をもって構成したと考えることが、本件についての素直な評価であろう。被保険利益をもって経済的、事実的な関係のものであっても良いとするならば、あえて所有権の分属的帰属などとして権利関係を持ち込む必要はないであろうし、またこのような技巧的説明も不要

であったからである。Xが所有者として保険契約を締結し、そのXの請求を認容するためには、何らかの意味において所有権の構成をせざるを得なかったのであろう。

二、そこで、それぞれの論点について検討してみることとする。まず判旨の前提とする被保険利益の概念についてである。

被保険利益は、経済的利益でなくてはならず、適法なものではなくてはならず、また契約当事者の意思表示により特定されなくてはならないものとされている。本件のような事例において問題とされるのは最後の特定性についてである。もちろん目的物の特定はあるけれども、被保険利益とは「利益」であるから、具体的にこの利益が特定される必要がある。そしてこの「利益」とは、ある特定主体の財貨に対する意思的な関係をその本質とするものであるため、結局のところ、利益の特定とは、ある特定主体のその目的物に対する関係の性質を特定することを意味することとなる。また、その特定のためには、事実的あるいは経済的關係をもって理解するのでは足りず、法律的な関係をそのメルクマールとしなければならないと考える。元来、商法六三〇条にいうところの被保険利益とは、金銭をもって填補することの可能な損害を生じうる利益であれば足るものとは言えるが、このような何らかの損害可能性を有するということは、単に何らかの損害保険契約を締結する余地があるということの意味するのみであって、特定の損害保険が有効に締結されるための目的の確定としては不十分である。被保険利益の問題とし

ては、いかなる種類の損害であるかの判断が不可欠であり、そのためには経済的な利害関係があるメルクマールに従って分類せねばならず、それは結局、その経済的利益の法律的表现である権利ということとなる（倉沢康一郎「被保険利益の契約法的機能」保険契約の法理九五頁、同・保険法通論五八頁以下、高田桂一「所有者としての被保険利益と所有権」産業経済研究七巻三三四四頁。但し、通説は反対、例えば、大森忠夫・保険法六八頁、西島梅治・保険法一七〇頁など。いったい被保険利益とは経済上あるいは事実上の関係で足るとする考えを採用するものは、法律上の権利関係とは全く無連絡で良しとするのであろうか。本件のような所有権留保付割賦販売契約においては、何割まで支払済であれば買主は所有者としての被保険利益ありと言うのであろうか。さらに所有権取得の債権的な期待権ないし期待さえあれば、その者は現在所有権者でなくともなお所有者としての被保険利益を有すると言うのであろうか。さらに言えば、売買契約ないしその予約をした者、推定相続人等は、売主、被相続人の所有物につき、すべて所有者としての被保険利益を有することとなるのであろうか。法律上の権利と無関係に被保険利益を決するとき、そのとまるところを知らずに拡大されるような気がしてならない（被保険利益は経済上の関係であるとする通説の立場に立ちつつ、法律関係とも何等かの関連を必要とするが、どの程度の関連を問題とすべきかについては疑問がある旨指摘するものとして、三宅一夫「不動産を譲渡担保に供した債務者が所有者として締結する火災保険契約と被保険利益の有

無」商事法務研究二四号二頁。

その意味において、本件判旨が岐阜地裁等の判例の立場を踏襲して、通説のいうように単なる事実上あるいは経済上の利益に被保険利益を求めめるのではなく、何らかの権利にこれを求めたことは十分首肯しうるところである。そもそも本判決の採用する所有権留保付割賦販売契約における所有権の分断的帰属という考え方は、いわば所有権の共有関係をその立論の基礎とするものであるから、被保険利益についてもその権利をメルクマールとしていると判断されるためである。

三、しかしはたして、所有者利益をもって被保険利益であるとする判例の立場をその前提とした場合において、本件判旨のように所有権留保付割賦販売の当事者の権利関係をあえて所有権の分断的帰属という理解をもって解決せざるを得なかったのであろうか。

現在までのところ、所有権留保付割賦販売における売買目的物の所有権の帰属主体に関する判例の立場は統一されておらず（最近の判決の中には、割賦売主は法的に所有権を有し、割賦買主の側は残額を支払えば自動車の所有権を取得しうるといふ条件付権利を有するにすぎないのであるから、転売の場合には他人の物の売買となるとしたものがある。大阪高判昭和五四・八・二九判例タイムズ九六頁、また学説も一致をみない。買主は条件付所有権取得権（期待権）を取得するとする説（神崎克郎「所有権留保売買とその展開」神戸法学一四卷三二五〇五頁）、条件付所有権（物権的期待権）を取得す

るとする説（柚木馨・注釈民法④六〇頁、鈴木祿弥「譲渡担保」経営法学会集九三二二頁。本件判旨の採用した所有権の分断的帰属という考えはここに属すると思われる。竹下守夫「所有権留保と破産・会社更生」⑦）法曹時報二五卷二二〇七頁、同三三〇四一九頁、三上威彦「基本的所有権留保と破産手続」⑦）判例タイムズ五二九号二五頁、同五三六号五〇頁、買主は実質的に所有権を取得し、ただそれに売主の動産抵当権が設定されているにすぎないとする説（幾代通「割賦販売」契約法大系Ⅱ二九四頁、田中実「割賦販売における法律問題」ジュリスト一九一五頁、米倉明・所有権留保の実証的研究二九五頁）などがある。

私は割賦販売契約も契約である以上は、両当事者の効果意思に従って法律効果が決せられるべきものと考えている。そこで、一般に所有権留保が行なわれる場合の当事者の効果意思を考えてみよう。おそらく流通の過程、さらには商品の種類によってもその内容は異なってくるものと思われる。ある商品の流通がメーカー・ディーラー間である場合と、ディーラー・ユーザー間である場合とでは、所有権留保付割賦販売契約における当事者の効果意思の内容は若干異なる（メインディーラー、サブディーラー、ユーザーの三者間の問題を取り扱った福井地判昭和五八・一二・二六判例タイムズ五二二二〇三頁も興味深い）。前者は商品が新品のままであるがゆえに、所有権留保は純粹に担保としての機能を果たす。後者の場合には、商品の種類とも関連してその内容を異にするとも考えられる。つまり、本件事実のような車両等短

期の使用によりその価値が極端に減損してしまうような場合にも、はたして所有権留保により純粹に担保的機能のみを期待しているといえるであろうかとの疑問があるからである。もちろん、割賦代金の不払となれば取戻し、価値の減損した当該商品を他の中古ディーラーに売却しうるのであるから担保的機能を有さないわけではない。しかしそれよりも、このような商品についての所有権留保付割賦売買の主たるねらいは、代金支払の心理的圧迫そのことにあると思われる。

このように考えてくると、所有権留保付割賦販売契約における当事者の効果意思は、前者の場合には、代金未済であるが所有権は買主に移転し、それと同時に目的物について残代金債権を被担保債権とする抵当権が留保売主のために設定されるとするところがあり、後者の場合にも、心理的圧迫の法的裏付として抵当権が付加されるとするところにあると考えることが適当であろう。いずれにしても、「所有権留保」という用語によって当事者が表現しようとしている内容は、このような不動産抵当権の設定であると理解すべきである（譲渡担保と被保険利益の問題については、かねてからこうした指摘があった。倉沢前掲論文一〇三頁、竹内昭夫「不動産の譲渡担保と被保険利益」損害保険判例百選一八頁。当事者双方がある用語の特異な用法に従って共通の理解に達し、ある法律効果を求めようとしているときに、なお法がそれを客観的な意味により契約の内容を両当事者の共通の理解以外のところに定めることが、はたして私的自治の問題として

許されるであろうか（倉沢前掲論文一〇三、一〇四頁。所有権留保は、すでに純粹な担保あるいはそれ以下のものとして内容が原則的には確定された取引行為と考えるべきである。このことは当事者間に、割賦販売契約によって買主の側に所有権移転が行なわれ、かつ担保の設定がなされるといふ効果意思があることを意味するものである。

従って、本件判旨の採用する所有権の分断的帰属という考え方も、なるほど判旨の前提とする被保険利益概念との関連においては興味ある構成とも思えるが、当事者の効果意思に従ってこれを考察したときにはたして納得のゆく説明をなしうるかは疑問であるし、またあまりに技巧的で、元来危険発生など前提とせずにロングタームで当事者の利益状況を考えれば足る民法では採用しうるものであったとしても、これと全く状況を異にする保険法上の理解としては適切であるとは思われない。

結局のところ、被保険利益を所有者利益であるとした本件判旨の前提自体には賛成しうるものの、所有権留保に関する理解については疑問の残るところである。

四、最後に、判旨二の部分についても若干考えてみることにする。

所有権の分属を立論の前提としながら、なぜ約款の拘束力なしという判断を下さざるを得なかったのか大いに疑問の残るところだからである。これはおそらく冒頭で私が述べたように、本件判旨の所有権留保についての把握の不徹底さからくるもの



と思われてならない。判旨のいう停止条件付所有権移転請求権が、あるときは物権的（共有持分権）に構成され、またあるときは債権的に構成されているという点である。私のように所有権留保について考察するのであれば当然のこととして、少くとも物権的にこれを構成するのであれば、判旨二の部分は全く不要であろうとも考えられるのである（あるいは意思の不合致をおそれたのであろうか）。共有持分権的な構成を行なうとき、留保物に対し第三者が侵害を加えるような場合には、各々単独で留保物全部に対する妨害の除去を請求できるし（我妻栄・物権法二一八頁、舟橋諱一・物権法三八一頁）、留保売主と買主は留保物の共有者であるから、損害が生ずれば両者共に財産権を侵害されるわけであって、こうした地位にある者が、約款にいう「被保険者は被保険自動車の所有者をいう」の「所有者」にあたらないいわれはないからである。「所有者」をもって物権法上の概念としてこれを捉えるとき、所有権者以外にはありえないわけで

## 〔最高裁判事例研究 一三六〕

あるが、約款の有する契約内容としての性質からすれば、このように限定的に解する必要はないのではあるまいか。

そしてまた、判旨のように普通保険約款を問題とするとしても、この拘束力が契約締結時の諸事情、特に契約当事者がその内容を了知していたか否かという主観的事情に係らしめられるとの判断を示している点は疑問が残る。この点は、普通保険約款の拘束力に関する大判大正四年二月二十四日（民録二輯二一八二頁）にならったものといえるが、こうした考え方に従うとき、個々のケース毎に約款の拘束力が問題とされることになり、そもそも約款の利用目的である大量の取引の画一的処理という要請にも反することになるのではないかとの疑問が提起されるとともに、本件のように損害保険代理店が重要事項を告知せず、締結した契約に、保険者の側としてもどこまで拘束されるべきであるかという問題へとも発展してこざるを得ないからである。

宮島 司

昭二六14（最高民集五五卷）  
（二七四八頁）

一、賃貸借の解約申入を原因とする家屋明渡請求の訴と訴の提起による解約の申入